

○愛西市水道料金等検討委員会設置要綱

資料 1

平成 27 年 5 月 1 日

企業管理規程第 2 号

(設置)

第 1 条 愛西市水道事業の健全な運営を確保するため、適正な給水使用料の額の改定その他水道事業の運営に関し検討を行うことを目的として、愛西市水道料金等検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 給水使用料の額の改定に関する事。
- (2) 水道ビジョンに関する事。
- (3) その他水道事業の運営に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 愛西市水道事業の給水区域内の給水使用者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(会長)

第 4 条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会においては、会長は議長となる。

3 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、上下水道部上水道課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、平成27年5月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

附 則（令和3年8月31日企管規程第3号）

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年7月29日企管規程第1号）

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和8年4月30日企管規程第1号）

この規程は、令和8年5月1日から施行する。